

市ノ公園内は、一部の喫煙場所を除き令和2年4月1日(水)より

全面禁煙

受動喫煙対策をより進展させるため、特に **20歳未満の方及び妊婦の方** を受動喫煙から守る観点を強化することを目的とし、条例が改正されました。これに伴い、**令和2年4月1日(水)から** 高砂市市ノ池公園内は、**下図の2箇所の喫煙場所を除き、「全面禁煙」と** なります。何卒ご理解頂き、ご協力よろしくお願ひ申し上げます。



※喫煙場所には20歳未満の方及び妊婦の方は立入れません。加熱式たばこ・電子たばこ等も喫煙場所のみです。